

『論 説』

ロエスラーとモッセ

—ドイツ人法律顧問と明治法制—

堅田剛

—此人李国ノ政治ニ反対家ナリ

ロエスラーとモッセについてなにごとかを述べようとすれば、まずはグナイストとショタインから始めねばならない。彼ら四人の関係はいずれ明らかになるだろう。最初の語り手にはやはり伊藤博文がふさわしい。そのころ伊藤は憲法調査のためドイツとオーストリアにあって、留守政府とのあいだで頻繁に書簡を往復させていた。ここに挙げるのは一八八二（明治十五）年八月十一日付の岩倉具視あて書状である。ウィーンから出されている。

「博文來歐以來取調候廉々は片紙に盡兼候故不申上候処、独逸にて有名なるグナイスト、スタインの両師に就

き、國家組織の大体を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大権を不墜の大眼目は充分相立候間、追て御報道可申上候。實に英、米、仏の自由過激論者の著述而已を金科玉条の如く誤信し、殆んど國家を傾けんとするの勢は、今日我國の現情に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候。報國の赤心を貫徹するの時機に於て、其巧驗を現はすの大切なる要具と奉存候て、心私に死処を得るの心地仕候。将来に向ひ相樂み居候事に御座候。」

明治十四年の政変で政府から大隈重信を放逐し、同時に憲法の制定と国会の開設を公約したものの、伊藤博文ら政府首脳が自由民権派に抗しうる国家論をあらかじめ用意していたわけではなかった。民権派が「英、米、仏の自由過激論者の著述」に理論的根拠を求めたのに対し、伊藤が帝制・ドイツに範を求めたことは自然な流れであったが、これとても必ずしも具体的な国法学を想定してのことではなかった。いわばあてのないままに、ドイツ帝国を訪れ、まず紹介されたのがベルリン大学教授のグナイストである。ドイツ公使青木周蔵の斡旋であったという。ルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolf von Gneist, 1816-95) は、私講師時代にサヴィニーからローマ法講義を譲られたことにみられるように、元来は歴史法学派の私法学者であった。だが政治への関わりのなかで、しだいに公法学者として台頭してきた。ドイツ帝国における彼の地位を確立したのは、統一直後の一八七二年に始まった「ビスマルクリーグナイストの行政改革」(Bismarck-Gneistsche Verwaltungsreform) の断行である。ゲルマニストのギールケは、グナイストの死に際して追悼講演をおこない、彼の学問・政治両面にわたる成功を的確に要約している。

「グナイストの法政策的業績の成果は計り知れないものでした。おそらくかつて一介の学者が、指導的地位にあって国家生活に君臨したわけでもないのに、これほどまでにその国の立法にみずから精神の刻印を押したことはなかつたでしよう。彼は自分の思想のために闘い、多くの場合に勝利を獲得しました。まさにその前代未聞の功業を記すもの、それは二つの標語のもとに総括されるでしよう。すなわち自治と法治国家であります。」<sup>(2)</sup>

まあしく「自治」(Selbstverwaltung)と「法治國家」(Rechtsstaat)の理論こそが、グナイスト国法学の核心をなしていた。彼はビスマルクに協力して、地方自治制度の確立と法治国家の建設を、プロイセン王国およびドイツ帝国において実践した。「日本のビスマルク」伊藤博文は、最初の憲法講義をこのグナイストから聴いたのである。次いで伊藤は河島醇の紹介で、ウイーン大学のシュタイン(スタイン)のもとに赴いた。随行員の河島はかつてシュタインに学んだことがあった。彼は夏休みにもかかわらず、憲法講義を引き受けてくれた。ローレンツ・フォン・シュタイン(Lorenz von Stein, 1815-90)は、ヘーゲル哲学や社会主義運動に影響を受けた国法学者である。その国法学は社会理論、それも「社会的君主制」(soziales Königtum)の理論に集約される。社会的君主制は、「世襲のもので、一切の特殊利害から独立して社会的諸階級を超越し、国家的人格を化体する」。<sup>(3)</sup>伊藤はこのシュタインからも、立憲君主制の國づくりを教示された。

吉野作造の論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」によれば、伊藤は正味一年の滞欧期間のうち、その大半をベルリンとウィーン、つまりはグナイストとシュタインのもとでの憲法講義のために費やした。グナイストからは夏休みを挟んで約二カ月と三カ月、そしてあいだの二カ月の夏休みにはシュタインから、それぞれ憲法学の講義を受けた。ヨーロッパ各国の憲法制度取調とはいながら、実際には「スタイン、グナイスト一点張りで攻究調査を

すゝめた」のであつた。<sup>(4)</sup>

伊藤がベルリンからウィーンに到着したのは、一八八二（明治一五）年の八月八日のことである。即日シュタインに面会し、翌日には早速岩倉あてに手紙を書いた。すなわち、冒頭に掲げた書簡の二日前であるが、グナイストとシュタインの人物につきこう言及している。「グナイスト、スタイルン両氏は当時の大学者ニシテ勿論其著述頗浩瀚、各国学者仲間ノ尤賞讃スル處ノ人物ニ御座候。而シテ両氏共其主説ハ守旧ニ傾斜セル者ト被察由候」。<sup>(5)</sup> 伊藤にとって憲法取調の目的は、英米仏の「自由過激論者」に抗しうる憲法理論を見出すことにある。その意味で、ドイツ流の行政法学を代表するグナイストとシュタインに接したことは、なにごとも代えがたい大きな自信となつた。伊藤が最も安心したのは、グナイストの法治国家論にせよシュタインの社会的君主制論にせよ、その政治的立場が「守旧」的であり、つまり過激でも革命的でもないことであつた。

ところが、グナイストもシュタインも守旧的であることを確認したとき、伊藤は意外にも自由主義的なドイツ人がすでに留守政府の中枢で働いていることに思いあたり愕然とした。お雇い法律顧問のロエスラーである。八月二七日付の山田顯義内務卿あて伊藤書簡はドイツに来てようやくロエスラーの正体に気づいたといつたもので、先のグナイストおよびシュタインへの評価とはまったく対立する視点から書かれている。伊藤はイギリスおよびフランスの議院内閣制（パーリアメンタルガブルメント）と立君国（モナルキー）のドイツとを比較しながら、ロエスラーに言及する。

「英仏ニテ政党ノ国会ニ於テ多数ヲ占メタル者ノ領袖政権ヲ掌握ス之ヲ称シテパーリアメンタルガブルメントト云独逸ハ決シテ如斯者ニテハ無之純然タル立君国ナリ国会ノ衆寡ニ依リ政府ノ根軸ヲ動搖スルコトナシ独逸学者

ノ主トスル所ハ君主國ハ君權ヲ明了完全スルニ在リ此權ノ完全ナラサル者ハ其名君主國ト雖協和主義ヲ混同スル者ニシテ理ニ悖スルコト少カラスト為セリ故ニ憲法ヲ立テ国会ヲ開クモ君權ヲ分割スルニ非ス君主ハ憲法ノ上ニ在リト云李國ノ憲法ノ箇条上文ノ意ト齟齬スル者往々之アリト雖是レ千八百五十一年頃ノ形勢ヨリ来ル者ニシテ邦國組織學ノ真理ト合セサル者ナリロイセレルノ説ハ自由ニ傾斜セルコトヲ往々發見セリ此人李國ノ政治ニ反対家ナリ<sup>(6)</sup>」

伊藤博文がドイツで發見したのは、法律顧問のロエスラー（ロイセレル）が自由主義的であり、プロイセン（李國）の政治に反対した経歴をもつてゐるといひやつた。このでは伊藤の判断の当否は問わない。ようやくロエスラーが登場したことでもあり、彼の経歴についてあず確認しておきたいからだ。

ヘルマン・ロエスラー（Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834-94）は、法学と經濟学に精通した有能な学者として将来を嘱望されていた。ロシヨトック大学の教授時代に彼は行政学や財政学や統計学の講義をもつたが、このようない見して非法学的な学問も、最終的には〈社会行政法〉（soziales Verwaltungsrecht）という独自の領域において統合されることになる。ロエスラーの主著『社会行政法』全二巻（一八七一／一八七二）はドイツで最初の行政法教科書であった。彼にとって行政法とは、そもそも「社会的」という形容詞を付して語られるものであった。

ロエスラーの社会行政法に関して、ヨハネス・ジーメスは要するに二つのことを指摘してゐる。すなわち、①そもそも「行政法」（Verwaltungsrecht）なる学問分野はロエスラーその人によつて創始されたこと、②社会行政法は「社会法」（soziales Recht）としての行政法であるといふ二つである。第一の点について、ジーメスは以下のようにならべてゐる。

「すでに一八六七年から、ロエスラーは行政法の講義をおこなっていた。彼が最初に、独自の専門分野としての行政法をドイツの大学に導入した。（通常、行政法の導入者と呼ばれているグナイストは、一八七三年以降になつてベルリン大学で行政法の講義をおこなつた。）その法律学関係の主著『社会行政法』（二巻、エアランゲン、一八七二／三年）のなかで、ロエスラーは、文化生活のあらゆる領域で社会法を叙述することを試みている。

（中略）

「ドイツ行政法学の歴史のなかで、『社会行政法』はまったく新たなものを提示している。これは当時のドイツに施行されていた行政法の総体を文化的な領域において叙述する、すなわち、数多いドイツの支分国のはとんど見通しやうもない膨大な行政法規を、内的・体系的原理にしたがつて整理しつつ、同時にその歴史的形成の解明とともに叙述することを試みた最初の業績であつた。」<sup>(7)</sup>

だがこうした先駆的な業績にもかかわらず、ロエスラーはドイツの学界で黙殺されつづけた。その根本の理由は、ジーメスの第二の指摘にもかかるが、結局は社会法としての行政法といふ（社会行政法）それ自体の理論的枠組みに帰着する。团体主義的な「社会法」の理論は歴史法学派のギールケとともに語られることが多いけれども、ロエスラーはギールケ以上に社会法の領域を行政面に拡大し、国家をも社会的に捉えようとした。そこで直面するのは政治的軋轢である。ロエスラーの（社会行政法）は、必然的にビスマルク帝国と対立することになる。

ロエスラーは一八七七年に『ドイツ帝国憲法の立憲的価値についての考察』を公刊して、いわゆるビスマルク憲法の非立憲君主主義的な性格を批判した。周知のように、ドイツ帝国は連邦主義的君主国家でありながら、各支分

國のうち圧倒的にプロイセンが優位な地位を占めており、その政治的中心には皇帝ならぬ宰相ビスマルクが君臨していた。ロエスラーは論文のなかで、このドイツ帝国を「軍國主義的君主政体」(Militärmönarchie) と決めつけたのである。<sup>(8)</sup>

法の社会的性格を強調しビスマルクの政治姿勢を批判したことにより、ロエスラーはときとして社会主義者と目された。実際「講壇社会主義」(Kathedersozialismus) なる呼び名は、ロエスラーのために作られたものだという。社会主義をどう定義するかにもよるが、たしかに〈社会行政法〉の立場は、基本的に個人主義ではなく団体主義であり、資本主義の弊害を個人を超越したところから解決しようとするものであつたから、社会主義といえなくはない。ただし時代的制約もあろうが、ロエスラーの場合、社会的矛盾を解決すべき役割は超越的な君主に求められた。

この意味で、ロエスラーの行政法学は、グナイストの親ビスマルク的な行政改革路線よりは、シュタインの社會君主制理論に近い。だがこのことはドイツの学界との関連でみるよりも、明治日本に舞台を移してのちに検討することにしたい。

学問的近接性といふことでいえば、ギールケは追悼講演をグナイストに対してではなくロエスラーに対してもおこなうべきだったかもしれない。<sup>(10)</sup> 「講壇社会主義者」ロエスラーは、反ビスマルクの立場ゆえに大学の講壇から追われて極東の日本に赴くことになったのだから。

伊藤博文が「此人李國ノ政治ニ反対家ナリ」と留守政府に書き送るのは、それから四年後のことである。

## 一 井上の傍らにはロエスラーがいた

ロエスラーがドイツの大学を追われ、「御雇」となつた経緯について、ジーメスは日付を追いながらドラマティックに描き出している。ロエスラーの日本行きの実態は、反ビスマルクゆえの政治的亡命にほかならなかつた。そのことが透けて見える情景である。

「一八七八年十月五日、青木はロエスラーとのあいだに、日本外務省の法律顧問として六年間勤務する旨の雇用契約を結んだ。十月二一日、ロエスラーはロシュトックの仮聖堂でカトリックの信仰告白を済ませた。彼が日本政府と契約したことは、カトリック教会への改宗がベルリンに知らされたのと同時に、ベルリン政府に伝達された。ビスマルクはこのことで日本への招聘を取り消させようとした。しかし彼の抗議は青木にはなんの効果もなかつた。青木はベルリン政府に対し、ロエスラーの日本における地位はなんら政治的なものでなく、純粹に専門的な助言に限定されることを保証した。日本政府は緊急に専門家の顧問を求めていて、宗派の変更などは日本政府にとって大した意味をもたなかつた。

一八七八年の十一月、ロエスラーは、家族つまり妻と二人の子供——三人目の子供の誕生も間近だつた——とともに、マルセニュから日本に向けて船出した。そして十二月二三日に横浜に到着したのである。<sup>(1)</sup>」

文中の青木とは、ベルリン駐在ドイツ公使の青木周蔵である。すでに述べたように、彼はやがて伊藤にグナイス

トを紹介することになる。当時青木に優るドイツ人はいなかつた。その青木がビスマルクの抗議を退けてまで日本に送り込んだのがロエスラーであつた。明治政府は、グナイストとシユタインを除けば、望みうる最高のドイツ人学者を招くことに成功した。

実は引用した個所の直前に次のようないわ文章がある。すなわち、ロエスラーは①啓蒙主義的なプロテスタンントを批判してカトリックに改宗したが、②ロシュトック大学はプロテスタントの教授しか認めなかつたので職を失い、③ちょうど日本政府から招かれたのでこれを受けた、と同じジーメスが書いているのである。<sup>(12)</sup> だが日付の順番を確認すれば、③青木との契約、①カトリックへの改宗、②結果としての失職、ということになるだろう。些細なことにみえるかもしれないが、改宗の動機にも関わるのでこだわっておきたい。

ロエスラーが改宗したことを、ジーメスは信仰心の故として高く評価している。だがその反面、ジーメスは政治的動機を見落としている。ビスマルク帝國においてカトリックになることは、それだけで政治的反抗を意味した。折りしもビスマルクは、カトリック教会に対する文化闘争を展開中であり、しかもロエスラーが改宗したまさに一八七八年十月二一日に、社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz) を公布した。ロエスラーはこの法律に対する抗議の意思を、即日カトリックに改宗するというかたむで示したのではなかつたか。かねて「社会主義者」と目されていたロエスラーが、社会主義者鎮圧法に当てつけて改宗し、友好国日本への亡命を企てたといふことになる。ビスマルクにしてみれば、神経を逆なでされる思いであつたにちがいない。

したがつて、ロエスラーの改宗の直接の動機が、純然たる信仰心にものであつたかは疑問である。もつとも、カトリックになつたからこそ、ロエスラーはイエズス会士ジーメスの着目するところとなつた。そしてジーメスの関心は鈴木安蔵に引き継がれ、この二人によつてドイツ人法律顧問ロエスラーをめぐる研究が飛躍的に前進

することになった、とはいえる。

鈴木安蔵の『憲法制定とロエスラー』には、「日本特命全権公使」青木周蔵と「ローストック府博士」ロエスラーのあいだに交わされた雇用契約書の全文が収載されている。全六条の契約本文のうち、要点のみを次に掲げる。

第一条 大博士レースレル氏ハ法律学上ノ顧問トナリ東京外務省ニ出務ス

第二条 レースレル氏ハ此条約期限中年給トシテ貿易銀七千弐百枚ヲ得

第三条 レースレル氏病ノ為メソノ職務ヲ休ム事アルトモ給金ハ引続キ払渡スベシ

第四条 若シ『レースレル』氏此条約期限中ニ死亡スルトキハ日本政府ヨリ其相続人ニ此迄ノ月給ヘ尙ホ三ヶ  
月分ノ給金ヲ増シ与フ可シ

第五条 レースレル氏東京迄往復ノ旅費片道分貿易銀六百五十枚ヲ受取ルヘシ

第六条 此条約期限ハ『レースレル』氏東京ニ着シテ外務省ヘ届テノ日ヨリ算ヘテ六年間タルヘン<sup>(13)</sup>

こうして横浜到着の翌日、一八七八（明治十一）年十一月二十四日より、ロエスラーの法律顧問としての生活が始まった。外務省雇いという身分にも表れているように、はじめロエスラーに期待されたのは国際法上の多様な諮問に答えることであった。いわゆる不平等条約を撤廃することが明治政府の最大の外交的課題であり、そのためにもロエスラーの比較法的学識に期待が集まつたからである。しかし国際法的不平等を解消するには、国内法の整備が不可欠であった。政府においてその契機となつたのが、明治十四年の政変である。対内的には憲法の制定と国会の開設が公約され、対外的には翌年に伊藤訪欧が企てられた。

すでに述べたような意味で、ロエスラーは社会主義者であった。伊藤もドイツでこのことを知ったが、にもかかわらずロエスラーは日本政府の法律顧問としてますます重用された。「季國ノ政治ニ反対家」であることまではわかつても、伊藤には社会主義のなんたるかがいまだ理解できなかつたのかもしれない。あるいは、ビスマルクが手を焼いたロエスラーを抱え込むことに、伊藤がある種の快感を感じたのかもしれない。ともかく、ロエスラーの地位は明治日本における最高の法律顧問へと上昇していく。

ロエスラーの当初の契約期間は六年であつたが、それは一八八四（明治十七）年十二月二十四日に満期となつた。翌二五日には参議兼宮内卿伊藤博文とのあいだで、さらに六年間の新たな雇用契約が結ばれた。また一八九〇（明治二三）年十二月二五日には、第三の契約が総理大臣山県有朋と交わされた。雇用期限は一八九三（明治二六）年三月三一日であつた。<sup>(14)</sup> 結局、ロエスラーは通算して一四年余りを明治政府の法律顧問として過ごしたことになる。最初の契約では外務省雇いであつたけれども、第二の契約以後は実質的には内閣雇いとなつた。厳密には内閣制度の発足は第二の契約の翌年であるが、伊藤博文が初代の総理大臣になつたから、伊藤との関係でみるとかぎり、そのようにいうことができよう。

政府内での地位の上昇にともない、ロエスラーの役割も従来からの意見具申に留まらず、さらに進んで法律の起草をも依頼されることになる。これを伊藤との信頼関係に引きつけて語つてもよいが、問題はそれほど単純ではないだろう。訪欧後の伊藤はすでにグナイストやシュタインの「守旧」的な国法学を知っているのであり、ロエスラーの自由主義的傾向に一定の警戒感を抱いていたはずだからである。

伊藤の意向は無視できないにせよ、ロエスラーの重用には法制官僚井上毅の推薦が大きかったとみるほうがよい。井上は大久保利謙や岩倉具視との信頼関係のなかで法制官僚として頭角を現してきた。伊藤との関係はやや微

妙であり、伊藤の訪欧には随行していないが、帰朝後には井上は伊藤にとつてかけがえのない法律顧問となる。かねてより井上とロエスラーのあいだには、法制度整備のために厖大な意見の交換があった。それは井上が諮詢しロエスラーが答えるというかたちで、明治政府の政策決定に計り知れない影響を与えた。政府内での井上毅の発言権は、ロエスラー答申によつて支えられていたのである。<sup>(15)</sup> その井上が伊藤にロエスラーを推薦したと考えるのが自然である。

ここでは憲法制定の作業に絞つて、伊藤博文、井上毅、そしてロエスラーの関係をみておきたい。はじめに伊藤博文の回顧談から紹介する。

「此憲法の草案を扱へるに就て非常の力を与へたは井上毅で、其他伊東巳代治、それに金子堅太郎位な人数でやつた。独逸のロイスレルと言ふ人は博学の人で、独逸英仏の事に明らかで、経済にも法律にも明らかで、立派な博士で、之れと争論して日本文に書いたものを英文に直し、又英文になつたものを日本文に改めて、両方照し合せて法理的に喰い合ふところを見合はざねばならぬ。ソシテ大概調べ合せて草稿を起した。」<sup>(16)</sup>

伊藤博文を別格とすれば、明治憲法の起草者とされる井上・伊東・金子のうち、井上毅が中心人物であったことがわかる。そしてそれ以上に注目すべきは、ロエスラー（ロイスレル）が果たした役割の大きさである。伊藤自身が認めているように、ロエスラーは英文でのやり取りを介して憲法条文を実質的に起草したのであった。井上とロエスラーの関係については、尾左竹猛が適切にも述べている。

「事実我が憲法は、井上がロエスラーに聽きつつ起草せるものと言つても過言ではないと思われるほど、井上が事々にロエスラーの意見をたたき、これに対しロエスラーまた町寧親切に答議した。<sup>(17)</sup>」

明治憲法制定の過程をつぶさに検証すれば、ロエスラーが井上毅に様々な助言を与えたことがわかる。つまり大日本帝国憲法は、ほとんど井上とロエスラーの協同作業の成果とすることが可能なのだ。先の二つの引用は実はジーメスによるものだが、彼はこうした井上とロエスラーの密接な関係をたつた一つの文でみ<sup>(18)</sup>とに表現している。いわく、「井上の傍らにはロエスラーがいた」(Neben Inoue aber stand Roessler.)と。これがジーメスのいうところの、「憲法起草の秘密」である。

まことに、ロエスラーあつての井上であった。ジーメスが指摘するように、憲法は一八八七(明治二十)年春のロエスラー草案をたたき台にしつつ、井上によつて起草されていった。ジーメスはロエスラー提出の憲法草案と最終的に確定した大日本帝国憲法を逐条的に比較しながら、ロエスラーの功績を紹介している。ここでその全体像を提示することはできないが、国家財政に関してロエスラー草案の一端を示しておく。その第七章「財政」の冒頭には、次の条文が提案されていた。

「第八十二条、第十五条ニ掲タルモノヲ除ク外政府ノ一切ノ収入支出ハ毎年之ヲ予算シテ会計予算表ニ記載ス  
会計予算表ハ政府之ヲ提出シ国会ノ承諾ヲ以テ確定ス

此承諾ハ現行ノ法律又ハ其他ノ権利名義ニ基ク収入ノ徵収ニ及ボサズ又ハ現行ノ法律又ハ政府ノ其他国家ノ法律上義務ニ基ク支出或ハ天皇ノ憲法上ノ権利ニ依テ定ムル支出ノ支弁及比支出ニ充ツル為必要ナル金額ニ及ホ

故ニ国会ノ検査ハ予算額ノ法律ニ適スルヤ否ヤ及多寡並、支出ヲ支弁スル為提出シタル金額ノ便否外ニ及ボサズ

予算確定ニ関シ協議整ハザルトキハ内閣ノ責任ヲ以テ天皇之ヲ裁決<sup>(19)</sup>ス

このうち、第一段は単年度予算主義を定めており、そのままでないが明治憲法の第六四条に採用された。同様にして第二段は永久税主義を採る結果、国会の予算審議権の実質的制限となつていて、これは明治憲法第六七条に引き継がれた。第三段は第二段での制限を形式的側面から念押しした規定と解することができる。そして最後の第四段は、予算確定における天皇の採決権を提案している。

問題は政府の予算案に関する、「国会ノ承諾」(Zustimmung des Reichstags)と天皇の「裁決」(der Kaiser entscheidet)という一見して相反する規定をどう理解するかであろう。そもそもロエスラーは、政府提出の予算について議会が無制限に修正しうるとの立場を採らない。議会の横暴によつて国政が麻痺することは、国家にとって自殺行為にほかならないからだ。にもかかわらず、彼は議会の承認は立憲国家に不可欠の原理だと考える。では、どうしても政府と議会のあいだで妥協が成立しない場合にはどうするか。その際に登場するのが、調停者としての天皇なのである。政治的責任を超えた天皇の裁決により国家の危機がからうじて回避されねりと、この方策こそが国家財政におけるロエスラー提案の要諦をなしていた。

ここで想起されるのは、一八六二年に始まつた「プロイセン憲法争議」(der preußische Verfassungskonflikt)である。すなわち、プロイセンで衆議院が軍事費の支出を否決した際、ときの首相ビスマルクは欠缺理論を持ち出し

て予算の執行を断行した。ビスマルクにしたがえば、憲法がこうした場合の方策をあらかじめ規定していない以上、政府は緊急の行政処分としてその法的欠缺を埋めることができるというのである。<sup>(20)</sup>

ロエスラーは、このような法的欠缺状態を嫌つた。予算審議における政府と議会の非妥協的対立をあらかじめ憲法条文に織り込んでおくことによって、政府と議会それぞれの無法を阻止しようとしたのである。政治的責任のない天皇の裁決ということにも問題はあるが、国家的見地に立つての調停こそが立憲君主主義国家における君主の義務であり、法治国家であるかぎり法の欠缺を認めないとというのが、ロエスラーの根本的主張であった。裁決者としての君主という発想はすでにヘーゲルの法哲学にみられるけれど、ロエスラーの同時代人ということであればシュタインの社会君主制論がまさにそうであった。

ロエスラー案が、プロイセン憲法争議の経験を踏まえて、その反ビスマルク的な法理論にもとづくものであったことは明らかである。ただしこの提案は退けられた。天皇に裁決者の役割を課すことに、日本政府の誰もが怖じ気づいたということだろう。ロエスラー案に代わって大日本帝国憲法として確定した第七一条は、「帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ」という文言になった。いわゆる前年度予算執行主義が採用されたのであった。

ところで、ロエスラー案が拒否されるにあたって、もう一人のドイツ人法律顧問の存在が浮かび上がつてくる。グナイストの愛弟子モッセである。ジーメスは、井上の傍らにはロエスラーがいた、という。しかし、井上の傍らにはもう一人モッセがいて、彼もまた憲法の制定に携わっていた。

### 三 彼は私のすべてを台無しにする

井上の傍らにはロエスラーのほかにモッセがいた。モッセはベルリン大学でグナイストに行政法を学んだ。モッセはどうして日本に来たのか。それはロエスラーの来日となにか関係があるのだろうか。

アルベルト・モッセ (Albert Mosse, 1846-1925) は、プロイセンの名門ユダヤ人一族の出身である。兄のルドルフは、ユダヤ系の自由主義的新聞として知られる『ベルリン日報』の創始者であった。<sup>(2)</sup> ユダヤ的出自を指摘するのではなく、アルベルトの日本行きもこれと無関係ではないからだ。アルベルトの弟エーミルの孫にあたるヴェルナー・モッセは、ユダヤ人ゆえに適当な就職口に恵まれなかつたアルベルトについて、日本行きの経緯を次のように書いている。

「一八八六年になつて、こうした経歴も予想もしない転機を迎えた。そのころ日本の明治政府は、西洋を模範として行政改革や司法改革をおこないはじめた。日本の使節団がヨーロッパの様々なシステムについて包括的な調査を実施した結果、最終的に西洋の中でもプロイセン＝ドイツのモデルにしたがうことに決まつた。ベルリンでの予備的調査の合間に、日本の法律家や外交官のために公法の講義が用意されていた。かつての教師であり恩人であったルドルフ・グナイスト（憲法および行政法の著名な権威）の推薦で、アルベルト・モッセ（彼は主に行政法に関心があつた）が招かれて、日本からの訪問者たちのために講義をもつことになつた。この講義が彼を日本に派遣する（一八八六年から一八九〇年まで）ことにつながつたのである。プロイセンの司法職を休職して、

彼は——三年契約を結び（これはのちに一年間延長された）——四十歳にして日本の内閣の法律顧問となつた。<sup>(22)</sup>

伊藤博文が憲法取調のためにドイツに滞在して、グナイストの講義を聴いたことは前に述べた。だがベルリンでの憲法講義は、正確にはグナイスト一人によるものではない。伊藤の書簡には、グナイストに言及したあとで、「外一法師ト共ニ、一週間三回宛独逸國ノ憲法ヨリ、政府百般ノ組織、地方自治ノ限界等ニ至ル迄、法学上ノ順序ニ拠リ、講究仕」とあるが、この「一法師」がモッセであった。<sup>(23)</sup> グナイストは総論的講義をおこない、地方自治など憲法条文に即した各論的講義はモッセが担当したようである。

右に引用した伊藤書簡は、一八八二（明治十五）年八月九日付でウイーンから岩倉具視に出したものである。伊藤が夏休みを利用して、ウイーンのシュタインに憲法講義を受けたこともすでに触れた。伊藤はグナイストとシュタインの両碩学がともに「守旧」的であることに安心したのであったが、同時に、日本に残してきた井上毅には、自由主義的どころか社会主義的なロエスラーが寄り添っていたことに気がついた。伊藤はそこで、ロエスラーよりも守旧的な法律顧問を日本に招聘することに思いついたのかもしれない。

いかにも唐突な招聘騒ぎであったが、伊藤が当初日本に送り込もうとしたのは、意外にも親プロイセン的なグナイストではなく、反プロイセン的なシュタインのほうであった。グナイストはビスマルクの腹心であったから考慮の外にあつたのだろうが、それでもなぜシュタインに固執したかはよくわからない。なにしろシュタインの「社会國家」論はロエスラーの「社会行政法」理論に直接の影響を及ぼしたほどで、ロエスラーが社会主義者ならシュタインもそうであつたからである。

おそらくは、シュタインがグナイストよりは日本に関心があり、日本人に対して好意的であつたこと、あるいは

グナイストはドイツ語で講義したが、シュタインは伊藤に理解できる英語で講義をしてくれたこと、こうしたこと がシュタイン招聘の本当の動機であったのかもしれない。

ところが、シュタインは老齢を理由に日本行きを辞退した。そして、代わりにウイーンの日本大使館付法律顧問に就任することを申し出た。いわば在外御雇となつたのである。<sup>(24)</sup> 在外御雇といえば、グナイストも同様な立場にあつた。とくに伊藤が帰国したあと、政府の要人をはじめ、皇族、政治家、学者などが、なにかとといえばグナイストとシュタインのもとを訪れて教えを乞うてゐるからである。とかく「シュタイン詣で」ばかりが論じられがちであるが、グナイスト詣でもけつしてこれに劣るものではなかつた。もつといえれば、シュタインは門弟を日本に送らなかつたが、グナイストは愛弟子のモッセを派遣したのであり、学問的・実務的影響はグナイストのほうが強かつたとさえいえる。

シュタイン招聘に失敗したあと、これに代わる候補とされたのはモッセではない。伊藤に後事を託された青木周蔵は、内務顧問としてカール・ルドルフ、文部顧問としてヘルマン・テヒヨウ、大蔵顧問としてフォン・グラマツキーを斡旋したからである。<sup>(25)</sup>

必ずしも伊藤に信頼されたわけでもないモッセが、急遽日本に派遣された眞の理由はわからない。だがモッセの契約期間であった一八八六（明治十九）年から九〇（明治二三）年までの時期が、大日本帝国憲法の制定および施行にとつて決定的な時期であつたことはたしかである。日本側としても憲法のみならず関連法規の整備のために、ロエスラーに加えてもう一人の法律顧問を必要とした。あるいは、モッセはむしろドイツ側から、つまりはビスマルクから強く推薦された人事であつたのかもしれない。<sup>(26)</sup> その場合、考えられる目的はロエスラーを監視し牽制することであるが。

こうしてドイツ人法律顧問たちの中核にロエスラーとモッセが配置された。一方は社会主義者、他方はユダヤ人で、ともにドイツ社会では疎外された存在である。ロエスラーの場合は政治的亡命の觀があるが、モッセについてはビスマルクとグナイストによって後押しされた派遣の意味合いが強い。迎える日本の側にはドイツ公使のホルレーベンがいて、なにかとモッセを引き立てた。それは在日のドイツ人社会のなかでも奇妙にみえるほどの親密さであったという。

社会主義者ロエスラーとユダヤ人モッセの関係は、さらにシュタインとグナイストの関係にも対応する。ロエスラーはシュタインの弟子ではないが、ロエスラーの「社会行政法」は、シュタインの社会國家論につながる。またグナイストの地方自治論は、確実にモッセに受け継がれている。学問的系統をもつと遡れば、グナイストは歴史法学のサヴィニーの弟子であり、シュタインは哲学的法学のヘーゲルの流れを汲む<sup>(27)</sup>。大胆に整理すれば、ヘーゲル→シュタイン→ロエスラーの哲学的法学と、サヴィニー→グナイスト→モッセの歴史法学が二人のドイツ人法律顧問の姿をとつて明治日本に上陸したということになる。もちろん、この二つの系列のあいだには相互に少なからぬ交錯があるから、このような単純な図式に尽きるものではない。しかしあえてこのような見取り図を掲げたうえで、ロエスラーとモッセを暫定的に位置づけておきたい。

少なくとも彼らの雇用契約をみると、七千二百貿易ドルの年俸といい、片道分の旅費として六百五十貿易ドルの支給といい、そして内閣顧問の身分といい、モッセはロエスラーと同格の法律顧問として採用された。それはドイツ本国での実績を考えれば、ロエスラー以上の厚遇といつていい。ただし、契約期間はロエスラーの六年に対して、モッセの場合は三年と定められていた。<sup>(28)</sup>

モッセは一八八六（明治一九）年五月十日に来日した。御雇の法律顧問としては最も遅いほうである。すでに先

輩格としてロエスラーがいたのはもちろんだが、大御所的存在としてはフランス人のボアソナードが控えていた。のちにロエスラーを追悼した文章のなかにこの三人の法律顧問を比較した個所があるので、少し長いが以下に紹介する。

「（ロエスレル）氏が公務上の事に勤勉なりしは氏の接した人の常に敬服せる処なるが、公用の外は如何なる盛家をも訪ふことなく、為に偏屈の謗もありしかど、学者、特に独国博士としては珍らしき事にもあらず、同一事務所中に在て幾に室を隔てゝ執務する僚員にも用事は紙面にて往復するが如き質の人なり、去れど氏の調査したことは何事にも限らず精密にして該博なりしかば、為に却て当局者の決断を鈍くしたるの結果あるを恐る位なりしといふ、されど学者の顧問としては、モッセ氏の如く質問に応じ神速に決断ある返答を直ちに為す者とは大に価を異にし、ロエスレル氏の報告書はたとひ其時に採用せられざるも後日の参考として留め置くの値あらざるなし、而も其料を取るや決して自國又は自国人の論者に限らず、例へばボアソナード氏は民法を編纂するに方り独逸民法草案等は参考せざりしかど、ロエスレル氏の商法を編纂するや、啻に自國の法典等のみならず、仏英伊諸国に涉り広く立法の例を参酌したり、其結果の得失は別論なるも、ボアソナード氏は独斷的に而も自説を主持するに熱心なるに、ロエスレル氏は自己の編纂したる法典又は進言したる意見の行はるゝと否とに留意せざりし如し、蓋し之を採用すると否とは日本政府の見識なり、私は唯々腹蔵なく私見を述べ、十分委託の件を調查するに余蘊を貽さゞれば足れりと云ふもの、氏が職務に対する観念なりしが如しといふ、而して氏の功は商法草案編纂よりも、内閣の法制顧問として我憲法及び行政諸般の制度を立つるに與りたるを大なりとす」<sup>(29)</sup>

ロエスラー追悼の文章であるから、もともと公平な人物評ではない。にもかかわらず、ロエスラーは「偏屈の謗」もあるが「精密にして該博」であり、モッセはなにごとにも「神速」に決断し、ボアソナードは「独断的」で「自説を主持するに熱心」である、という評価はなかなかに的確なものといえる。ロエスラーとボアソナードは学者であり、モッセは実務家であった。ボアソナードについてはともかくとして、同じドイツ人法律顧問であるだけに、ロエスラーの博学とモッセの決断がときとして軋轢を生んだであろうことは想像に難くない。

實際、ロエスラーとモッセは井上毅をあいだに挟んで、互いに牽制しあっていた。これについて坂井雄吉の『井上毅と明治国家』には興味深い指摘がみられる。坂井の立場はジーメスの対極にあるもので、少なくとも議会の予算議定権に関するかぎり、井上毅はモッセ説を支持したのであって、ロエスラー説の立場に立ったのは伊藤博文のほうであった、というものである。ここにいうロエスラー説とは、すでにみたロエスラー草案の第八二条に代表されるが、予算をめぐって議会と政府が対立したときには天皇の裁決を仰ぐとの主張である。坂井によれば、これに危機感を抱いた井上はモッセの前年度予算施行主義を楯に、ロエスラーと伊藤に對して執拗な抵抗を試みた。したがつて大日本帝国憲法第七一条は、ロエスラーの天皇裁決主義を押さえてモッセ（井上）の前年度予算施行執行主義が採択されたものだという。だが憲法第六七条は「大権」にもとづく歳出については議会の介入を無効化しているのであって、ここにロエスラー（伊藤）説が復活している、というのが坂井の結論である。

「」のようにして、明治憲法のうち『会計』の章は、少なくとも第一節に提示した如きロエスラーとモッセとの間の理論的対立の次元で整理する限り、基本的にはほぼロエスラー、従つて伊藤の主張を抑え、モッセ、従つて井上の主張に沿つて最終的にまとめられる。ただ、そこに前二者の『影響』がなかつたということはもとよりで

きない。意味上かなりの程度まで骨抜きされたとはいえ、ともかくも第六七条に『憲法上ノ大権』云々が残され、また財政上の緊急処分も著しく制限を強化されながら、しかし第七〇条に明条化された。疑いもなくそれは彼らの『功績』であった。そのような意味で、明治憲法にはロエスラーとモッセ、また伊藤と井上、あるいは君主主権論と国家主権論というそれぞれ対立する考え方の競合、ないし弥縫的な折衷の所産として見るべきさまざまの問題性が含まれていたものというべきであろう。<sup>(30)</sup>

伊藤と井上の葛藤は措いて、ここではロエスラーとモッセの対立にこだわりつけたい。このかぎりでは、坂井の少々わかりにくい構図よりも、ジーメスの表現のほうがはるかに簡明である。というのも、ジーメスは「人の法律顧問の関係を、「彼は私のすべてを台無しにする」という一文で言い表しているからだ。「彼」とはモッセ、「私」とはロエスラーである。彼らの対立を表現するのに、これ以上わかりやすいものはないだろう。

直接には地方自治制度をめぐってであるが、この問題についてもロエスラーとモッセは激しく争った。すなわち、モッセはときの内務大臣山県有朋の支持を背景に、県・郡・市町村の各行政単位について自治権を与えるとした。これに対してロエスラーは市町村段階の自治は認めながら、県と郡での自治権付与には反対した。とりわけ郡制度は、グナイストが構想したブロイセンの制度にならって弟子のモッセが日本に導入したものであった。モッセは郡にも議会を設け、これに強力な財政的権限を認めた。しかしモッセは、国家の中央集権化こそが明治日本の課題であるのに、郡議会制度はこれに反するものだとして断固拒否した。ジーメスはこう述べたうえで、次のようにつづけている。ここでもやはり、井上の傍らにいたのはロエスラーである。

「ロエスラーは彼が抵抗するにあたって、法制局長官の井上毅によつて支持された。また元老院のなかにも、モッセの提案に反対する強力な一派があつた。グナイストやえも、門弟モッセの提案をあまりに行き過ぎで尚早であるとみなした。一八九〇年に告示された法律は、県および郡の議会にいかなる執行権をも与えず、特定の限られた事項に関して立法権を与えただけであつたが、それでも各委員会では選挙された素人たちが優位を占める」となつた。郡制度は、まさにロエスラーがもともと反対した理由で、一九二一年に再び廃止された。ロエスラーにはモッセの影響が耐え難かつた。ロエスラーは『彼は私のすべてを台無しにすれ』(Er macht mir alles kaputt.)と言つた、と伝えられている。彼はモッセとグナイストの思想が、自分の遂行してきた日本の国家組織の計画を曖昧にし、歪曲することを恐れたのである。<sup>(31)</sup>

ロエスラーが郡議会を嫌悪したのは、それが地方の名望家層、つまりは自由民権論者たちの牙城となり、国権をおびやかしかねないからだ。ひとの是非はともかく、ロエスラーの社会国家論はシュタインのそれとともに、自由民権論に抗する公認のイデオロギーとして伊藤ら政府主流の採るところとなつた。ジーメスは伊藤が折りに触れて「半社会主義者」(ein halber Sozialist)と自称したことを探して、<sup>(32)</sup> カつてウィーンでシュタインの「守旧」に安堵しロエスラーが「自由ニ傾斜セル」と警戒した伊藤博文が、今や彼らの社会主義に同調しているのである。もひとも、その社会主義とは、社会的諸問題の調停者としての大皇を戴く、中央集権的な社会国家を意味したのではあつたが。

四 我が祖国のように

ロエスラーのすべてを台無しにしかねないモッセであったが、彼に関する近年『我が祖国のように』と題する書簡集が公刊された。モッセ夫妻が滞日中に故国の家族などにあてた、足かけ四年におよぶ手紙を集成したものである。妻も加わった私的な手紙であるから、ここには御雇の生活が本音のかたちで露わにされている。すでに長尾龍一による丹念な紹介があるので、これに依拠しつつ、ドイツ人法律顧問の「生態」に迫ってみたい。<sup>(33)</sup>

モッセたち御雇と日本側の要人たちの生態ということであれば、なんといっても庄巻は仮装舞踏会の描写である。ときは鹿鳴館時代、不平等条約の改正を期して、外務大臣井上馨は連日のごとく舞踏会を催していた。その最中の一八八七（明治二〇）年四月二十日の夜、鹿鳴館ではないが首相官邸において、伊藤博文主催の有名な「仮装舞踏会」（Kostümball）が開かれた。その晩の様子を、モッセの妻リーナが手紙に書いている。

「日本人は自分たちに何が似合うか良く知っていて、たいていは日本古来の装束で登場しました。宫廷衣装だったり、昔の大名姿だったり、はては神々までが引きも切らずで、ヨーロッパ人の目を見張らせたのです。婦人たちも優雅で古風な衣装で魅力的に見えました。刺繡が色鮮やかで豊富なことは、想像もできないほどです。もちろんこうしたコスチュームでのダンスは、とくに円舞などはとても滑稽でしたけれど。公使たちはたいていドミノ衣装で登場しましたが、イギリス公使だけが侍従姿で、またヘッセン大公の前の義兄弟（ほかにこの関係をどう呼んだらいいのでしょうか）のコレミーはロシアの農民の姿でやって来ました。その他には昔ながらの民族衣

装が目立ちました。イタリア風、スペイン風、メキシコ風、ティロル風、シユヴァルツヴァルト風、スコットランド風、ドイツ古来の学生団風、酒保の女商人風といったぐあいですが、さらに燃える灯を掲げたヴェスターの斎女（これはまるで醜悪でした）が、私にはちょっと目に浮かびます。アルベルトは結局トルコ人に変身したのですが、本当に本物らしく見えましたよ。私のコスチューム（ロココ風）は、たいして綺麗とは言われませんでしょ<sup>(34)</sup>たけど。でも私自身はそれなりに楽しみました。全体として見ればとても面白い衣装だったからです。」

リーナは当日の日本側の衣装については詳しく書いていないが、これは『時事新報』の記事に明らかである。それによれば、主催者の伊藤博文はヴェニスの貴族、同令嬢はイタリアの田舎娘に扮して西欧化したが、その他の日本人はリーナの報告にあるように、日本風に徹して無難にまとめたようである。たとえば、警視総監三島通庸は鎧に蓑笠を着けて備後三郎こと児島高徳の出立ち、令嬢姉妹は潮汲みの松風と村雨、財界の元締め渋沢栄一は金剛杖を持った山伏姿、内務省参事官の末松謙澄は曾我の五郎、外務大臣井上馨は部下と組んで素袍烏帽子の三河万歳、榎本武揚通信大臣はおとなしく麻上下、大山巖陸軍大臣は丁髷に大小、山県有朋内務大臣は昔とった杵柄で筒袖に韋山笠の奇兵隊々長、松方正義大蔵大臣は烏帽子直垂、といった具合である。ついでながら渡辺洪基帝国大学総長は西行の行脚姿で渋くきめ、記事には漏れたが、帝大教授の穂積陳重と矢田部良吉はめでたくも恵比寿大黒の一対に扮した。『世外井上公伝』には、松風村雨の潮汲みと恵比寿大黒の記念写真が載っている。まさに政財官学打ちそろつての大舞踏会であった。参加者総数四百余名。宴は午後九時に始まり翌朝四時までつづいたといふ。<sup>(35)</sup>

四百余名も参会者がいれば、欠席者を数えるほうが早い。確實に欠席したのはボアソナードと井上毅の二人だが、多分まちがいなくロエスラーも出かけなかった。前にも言及したように、ロエスラーは「公用の外は如何なる

盛家をも訪ふことなく」「偏屈の謗」もあつたほどであるから、モッセのようにトルコ人に化けて踊つていたとは考えられない。この点では、ロエスラーはボアソナードに似ていた。

長尾も言及しているが、しばらくしてボアソナードは井上毅を訪ねて、舞踏会欠席の理由を聞いた。そのとき井上は「病氣ノ故」と答えたので、ボアソナードは「足下ハ定メテ余ト同感ナル故ニ態ト辞セラレタルベシ」と納得したという。内外に難題を抱えていたときに、建築土木と宴会で太平を楽しんでいる場合ではないだろう、というのがボアソナードの考え方であつた。<sup>(36)</sup> この逸話はそつくりロエスラーに置き換えて成り立つだろうが、残念ながらロエスラーのものではない。

「ロエスラーとモッセ」ということであれば、当人どうしの関係より夫人どうしのやり取りのほうがはるかに面白くて辛辣である。仮装舞踏会のおよそ二か月前の二月十日のリーナ書簡から、ここは長尾の絶妙な訳で紹介しておこう。

「（ロエスラー夫人）坊やの洗礼、もう済ませまして？ プロテstantの牧師さんも東京にいらっしゃるしね。

（モッセ夫人）いいえ、うちにはユダヤ教徒ですから。

（ロエスラー夫人）おやおや驚いた。モッセって全然ユダヤ人の名らしくないし、貴女の鼻の格好はシンハリ人みたいだし。でも気にすることないのよ。みんなキリストの兄弟だから。もし洗礼して下さる聖職者が必要だつたら、伊藤の邸に逗留している神父さんがいるから、お世話をしますよ。」<sup>(37)</sup>

プロテstantからカトリックに改宗した亡命社会主義者であるロエスラーの夫人が、名門ユダヤ教徒でドイツ

政府に覚えめでたいモッセの夫人に対して、いかに皆キリストの兄弟とはいえ、なんとカトリックへの改宗を迫っているのである。彼女たちは早速それぞれの夫にこのことを報告しただろうが、それにしても夫人たちの会話は遠慮がなくて恐ろしい。モッセはロエスラーのすべてを台無しにする。ロエスラー夫人はモッセ夫人のすべてを台無しにしようというのだろうか。

夫人たちの仲が悪いのに、夫たちの仲が良くなるはずはない。一八八九（明治二二）年の北海道旅行の途中、モッセは函館に寄り同地にロエスラーも滞在していることを知る。次に挙げるのは、八月二一日付で妻リーナにてたモッセの手紙である。

「ロエスラーがこの町に来ていて、フランス人神父たちのところに滞在しています。彼は私の心証ではジエズイットです。彼に会いに行くつもりはありません。船では彼のことが噂になつていきました。ある上級船員の言ふには、彼は七年前にも同じ下着を着ていたそうです。ほかにも似たような冗談がつづき、私もうんざりしてしまいました。彼は船上で一人の日本女性と一緒にでしたが、これについてもあれこれ取り沙汰されていました。<sup>(38)</sup>」

「ジエズイット」（Jesuit）とはカトリックのイエズス会士のことだが、これは反プロイセンを意味する政治的言語でもあった。ユダヤ人モッセのカトリック嫌いは、妻の影響もあるだろうが、グナイスト譲りビスマルク譲りの、プロイセン的立場からのものである。

さて、この辺で少しばかり学問的な話題に戻っておこう。坂井雄吉によれば、ロエスラーとモッセの対立は、君主主権論と国家主権論の対立にほかならなかつた。それは明治国家にあつては、天皇の憲法的位置づけという難問

に帰着する。二人のドイツ人法律顧問にとって、天皇とはいかなる存在であったのか。

ロエスラーの天皇観については、予算案の取扱いに関してすでに手がかりを提示しておいた。ロエスラー草案の第八二条に、「予算確定ニ関シ協議整ハサルトキハ内閣ノ責任ヲ以テ天皇之ヲ裁決ス（der Kaiser entscheidet.）」とあつたのを想起してほしい。実は同草案第七三条にも、「天皇ハ内閣ノ首席ニ臨ミ其議事ヲ裁決ス」とあつた。<sup>(39)</sup> ロエスラーが描くのは、あくまでも裁決する天皇である。それはもとより神話的天皇ではなく、社会的矛盾を調停する政治的天皇であった。

ロエスラーはシュタインとともに、社会的君主制を構想したが、その源流にあるのはヘーゲルの君主論である。ヘーゲルは『法の哲学』のなかで、形式的決定をおこなう頂点として「iの文字の上に点を打つ」君主につき述べている。たとえ形式的な決断にせよ、最後に君主が「然り」（Ja）と声明することによって、国家意思は確定する。<sup>(40)</sup> 意念のためにいえば、「君主」には神聖性や世襲性は必ずしも要求されない。最終的に決断する個人でさえあれば、それは皇帝であつても、大統領であつても、国家主席であつても一向にかまわない。国家に必要なのは、最終的な意思決定そのものなのだから。

おそらくロエスラーにとっても、天皇は「i」の文字上の点の「i」とき存在であつたにちがいない。それは実質的なものではないかもしだれないが、しかしなければ格好がつかない。まさに画竜点睛、龍の絵の最後に打つ点なのである。かくして、天皇とは政治的紛争にピリオドを打つべき存在となる。

ロエスラーの天皇が「点」であるとすれば、モッセにとっての天皇は「0」であった。憲法編纂論議がたけなわの一八八七（明治二〇）年十月三一日付のモッセ書簡には、天皇「0」というあまりに露骨な天皇觀が表明されている。

「（伊藤）首相は狡猾なだけで、そのうえ地位が搖らぎ保身に汲々としています。天皇ヨロ。内閣は異質な分子で構成され、大部分が自省の職務に無知な老將軍たちです。民衆のあいだには、不満、動搖、密かな政治的煽動、アメリカやイギリスから流布した過激思想がみられます。教養層は無宗教で、官界には公然たる腐敗こそないものの、しかし——トップにいたるまで——公費による致富が横行しています。要するに——なんとも美しくないのです。」<sup>(41)</sup>

モッセが美しくないといった明治二〇年の光景は、ボアソナードが建築土木と宴会ばかりと嘆いたのと共通の認識に立っている。ロエスラーにしても同様だろう。社会情勢が不穏で官僚も頼りないので、首相も内閣もなんら責任を果たしていないというのである。そういう文脈のなかで、天皇は〇だと断定される。翌年の手紙にも、「天皇は確かに存在ではありません。彼は派閥の目的のために利用される操り人形にすぎません」とある。<sup>(42)</sup> モッセが望むのはビスマルクのような鉄血宰相であって、裁決者としての天皇ではなかつたろう。彼の場合、やはり天皇は〇的存在の操り人形で良かつたのではなかろうか。

天皇はロエスラーにとつては「点」であり、モッセにとつては「〇」であった。その差は小さいようで無限に大きい。坂井は簡単に君主主権論と国家主権論の対立というけれども、ロエスラーの天皇は形式的にせよ裁決を下す存在であり、モッセの天皇は操り人形にすぎなかつた。もちろん、そのいずれにおいても、憲法と議会を備えた近代的な国家論の枠組みのなかで論じられているのであり、その大前提は二人に共有されていた。二人のドイツ人法律顧問を両脇に従えた井上毅が、とかく神秘的な古代天皇制に傾きがちであったのとは異なるのである。

予算の議定をめぐるロエスラー草案第八二条にしても、天皇を内閣の首班とする第七三条にしても、実際の憲法制定の作業において採用されることはなかった。大日本帝国憲法にみられる天皇は、ロエスラー的「点」ですらなく、モッセ的「〇」つまりは操り人形に留まつた。ジーメスはこのことに関して、ロエスラーを弁護して次のように厳しい言葉を残している。「憲法に規定された天皇の裁決機能の欠落は、統治体系の中心に空虚 (Leerstelle) を生み出してしまつた。この空虚は、匿名の人々、つまり憲法の外部にあって、最終的に責任を負わない人々によつて占められるであろう。」かくして誰も責任を負わない帝国が完成したのである。

モッセは当初の三年契約を一年延長して、一八九〇(明治二三)年に故国プロイセンに帰つた。ホルレーベンの推薦にもかわらず、苦労して得た地位はケーニヒスベルクの控訴院判事であった。それはユダヤ人司法官としては異例の人事であつたが、モッセにとっては不本意なものであつたようだ。彼もまた、ユダヤ人差別の壁を乗り越えることができなかつたのである。モッセは一九二五年に死んだが、その三年前に「日本一八八六—一八九〇年」と題する詩を書いて、かつての日本滞在を懐かしんだ。その詩の一節にこうある。「私はかの民を愛し／かの国を愛した／あたかも我が／祖国のように (Fast wie mein eigen Vaterland)」ユダヤ人は祖国を持たないというが、彼はプロイセンにも受け入れられず、御雇としてわずか四年過ごしただけの明治日本を我が祖国と呼んだのである。夫妻の書簡集の標題がこの詩から採られたことはいうまでもない。

社会主義者ロエスラーは、みずから祖国を拒絶した。ロエスラーが日本を離れたのは一八九三(明治二六)年のことであるが、彼は生まれ故郷のバイエルンにも戻らず、オーストリアのボーゼンに居を構え、翌年その地で死んだ。彼はボーゼンで『ドイツ国民とプロイセン主義』を匿名で出版したが、これが彼の政治的遺言となつた。ロエスラーはプロイセンの支配するドイツに最後まで抵抗して、「孝國ノ政治ニ反対家」としての本領をまつとう

したのである。彼も故国にはこゝに受け入れられなかつた。ロエスラーがモッセン回しによつて、日本を我が祖国へ懐かしぇんだか否かはわからぬ。

## 注

- (1) 『伊藤博文伝』復刻版、中巻、原書房、一九七〇年、二二九六頁以下。吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」『和野作造選集』第十一巻、岩波書店、一九九五年、三五七頁。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』講談社、一九六二年、四一四頁。大石眞『日本憲法史の周辺』成文堂、一九九五年、一六頁以下参照。
- (2) Otto von Gierke, Rudolf von Gneist, Gedächtnisrede gehalten in der Juristischen Gesellschaft zu Berlin am 19.Oktobe 1895, Berlin, 1896, zit., Gerd Kleinheyer u. Jan Schröder (hrsg.), Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten. Eine biographische Einführung in die Geschichte der Rechtswissenschaft, 4.Aufl., Heidelberg, 1996, S.156.『ノーベル法学者事典』小林孝輔編訳、学陽書房、一九八〇年、一〇一頁。たゞ、ノーベルノムの行政改革の実験などゝ vgl., Erich J.Hahn, Rudolf von Gneist 1816-1895, Ein politischer Jurist in der Bismarckzeit, Frankfurt am Main, 1995, S.135ff.
- (3) Kleinheyer u. Schröder, a.a.O., S.400.『ノーベル法学者事典』二二八六頁。
- (4) 同上、前掲論文、二二四六頁。
- (5) 平塚篤編『伊藤博文秘録』復刻版、原書房、一九八一年、二二九一頁。吉野、前掲論文、二二五六頁参照。グナイストの保守的政治理念と伊藤使節団との関係 vgl., Hahn, a.a.O., 233f.
- (6) 鈴木安蔵『日本憲法史概説』中央公論社、一九四一年、二二四一頁。大石、前掲書、二二八頁参照。
- (7) Johannes Siemes, Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Staatsrecht, Der Beitrag Hermann Roeslers, Berlin, 1975, S.21f. ハーメン『日本国家の近代化』ロエスラー』本間英世訳、未來社、一九七〇年、二二一頁参照。ロエスラー『社会行政法』二二二頁『國家行政法』と『行政組織法』を書いたの三部作をもつて『ノーベル行政法教科書』(Lehrbuch des deutschen Verwaltungsrecht) へやくらしう壮大な構想をもつていたが、結局この計画は実

現んだるゝだ。

(∞) Hermann Roesler, Gedanken über den constitutionellen Wert der Deutschen Reichsverfassung, Rostock, 1877. vgl., Siemes, a.a.O., S.37. 本間訳、二六頁。

(9) 「他方でマントン・スター派がローハルトに反する闘争を開始した。彼らはローハルトのなかに社会主義の匂いを嗅ぎ、いたのだ。嘲笑的に用いられる『講壇社会主義』といふレッテルは、ローハルトを攻撃するにあたって、H·B·ナックハーマンによって最初に貼られたものである。実際ローハルトは「講壇社会主義の出発は遅れて、やがてから、即ちのムーバメントの大学やの学問が積極的な社会政策のためと努力しなじめた際に大いに関与してゐる」 Siemes, a.a.O., S.21. 本間訳、二〇頁。vgl., Heinrich Bernhard Oppenheim, Der Kathedersozialismus, 1872.

(10) ハーマン・マニエスルローハルトの理想的親近性」(1) Michael Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd.2, München, 1992, S.393.

(11) Siemes, a.a.O., S.38. 本間訳、二七頁。鈴木『憲法制定とローハルト——日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神——』東洋経済新報社、一九四一年、三三頁以下参照。vgl., Paul-Christian Schenck, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens, Deutsche Rechtsberater im Japan der Meiji-Zeit, Stuttgart, 1997, S.103.

(12) Siemes, a.a.O., S.37f. 本間訳、二六頁。鈴木安蔵は名前で挙げてはなが、ローハルトの来日につき、「直接改宗が原因となつて來朝したとは断定しがた」と明かにシーベス説を批判する。しかし鈴木も、社会主義者鎮圧法への関係といひでなまつたく言及してはなない。鈴木、前掲書、三四四頁参照。

(13) 鈴木『憲法制定とローハルト』三三一頁以下。Suzuki, Hermann Roesler und die japanische Verfassung, übersetzt v. Siemes, in: Monumenta Nipponica, Vol.V, 1941, S.71f. vgl., Schenck, a.a.O., S.103, Anm.122.

(14) 鈴木、前掲書、三六頁以下参照。

(15) 「ローハルト氏答議」(2)、堅田「ローハルト——逸脱學協会——明治憲法との關係」『獨協法学』四四期、一九九七年、一四一頁以下参照。

(16) vgl., Siemes, a.a.O., S.62. 本間訳、一〇八頁。

- (17) 尾左竹猛『日本憲政史大綱』下巻、日本評論社、一九三九年、七二二八頁。vgl. Siemes, a.a.O., S.62. 本間訳、一〇八頁。
- 鈴木安蔵もロエスラーと井上の師弟関係についてこう記している。「けだし最初は外務省の顧問として活動してをつたが、恐らくは井上毅がロエスラーの見地、学識の極めて用ふべきを認識し、井上が伊藤の最高協力者として用ひぬべく共に、ロエスルをめ田の師範役として、且つ伊藤の協力者として推薦し、外務省より離して伊藤の身辺においたものと推定されるのである。」鈴木『憲法制定とロエスル』三七頁。
- (18) Siemes, a.a.O., S.62. 本間訳、一〇八頁。
- (19) 「ロエスル起草日本帝国憲法草案」、国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第六、東京大学出版会、一九八三年、一一四頁。vgl. Siemes, a.a.O., S.120f. 本間訳、一七三頁。
- (20) Siemes, a.a.O., S.122f. 本間訳、一七五頁。『ロイセン憲法争議と明治憲法との関連』、前田光夫『ロイセン憲法争議研究』風間書房、一九八〇年、一九頁以降参照。
- (21) ルドルフの孫にあたるシヤービヒは、ドイツ社会におけるユダヤ人知識層の正統ユダヤ主義を超えた微妙な地位について論じている。シヤービヒ・ル・ヤッセ『ユダヤ人の「ドイツ」——宗教と民族をこえて——』（老昭良訳、講談社選書メチエ、一九九六年。シヤービヒトヘルバートの関係については、一七三頁、訳注18参照）。
- (22) Werner E.Mosse, Albert Mosse: *Der Mensch, seine Familie und Laufbahn*, in: Albert und Lina Mosse, *Fast wie mein eigen Vaterland*, Briefe aus Japan 1886-1889, hrsg. v. Shiro Ishii, Ernst Lokowandt, Yukichi Sakai, München, 1995, S.19.
- (23) 『伊藤博文秘録』二九二一頁。吉野、前掲論文、三四六頁参照。
- (24) 「在オーストリア大使館付法律顧問」(der juristische Berater bei der Botschaft in Österreich) ルートヴィヒ・モーリツ・ツィマーマン vgl. Reinhard Zöllner, Lorenz von Stein und Japan, in: Lorenz von Stein 1890-1990, Akademische Festakt zum 100. Todestag, hrsg. v. Albert von Mutius, Heidelberg, 1992, S.33.
- (25) 『伊藤博文伝』復刻版、中巻、二五四頁以下。土屋、前掲書、四二七頁参照。
- (26) 林薰の回想記には、「やややる人は、独國の一地方の裁判官として、格別の学者といはぬであらねど、独逸政府の世話にて傭入れ、専らの自治制度の顧問とか」との一節がある。林薰『後は昔の記』東洋文庫、一九七〇年、一一〇頁。「独

逸政府の世話の解釈をめぐら、シーハー側の積極的な推薦も読めなかつた。

- (27) Roderich von Stintzing und Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Abteilung 3-Halbband 2, Text, 2.Neudruck, Aalen, 1978, S.727. グナイケルスハイタマハの「精神的類似性」は「シーハー」vgl., Stolleis, a.a.O., Bd.2, S.389.
- (28) vgl., Entwurf von Albert Mosse's Vertrag mit der japanischen Regierung, in: Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.512f.
- (29) 『太陽』一卷三冊、一八九五年、一四八頁。鈴木『憲法制定ハロハベハ』111頁参照。Siemes, a.a.O., S.66. 長間訳、一一二頁以下。
- (30) 坂井雄吉「井上毅と明治国家」東京大学出版会、一九八三年、一九一頁。引用文中に「第一節」とある「答議」のみを引く。シーハーとモッセの類似と差異」につき、同書、一四〇頁以下参照。
- (31) Siemes, a.a.O., S.138. 本間訳、一九〇頁。
- (32) Siemes, a.a.O., S.138. 本間訳、一九一頁。住谷悦治『日本経済学史の一輪――社会政策学会を中心として――』日本評論社、一九四八年、一五九頁参照。
- (33) 原書については注(22)参照。これの紹介として、長尾龍一「鹿鳴館の挫折とともに――アルバート・モッセ夫妻の『在日書簡集 一八八六一九年』――」同『思想としての日本憲法史』信山社、一九九七年、五五頁以下。原書の存在につても長尾教授の御教示を得た。
- (34) Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.246. 長尾、前掲論文、六一頁以下参照。ただし長尾訳よりは直訳のみに訳出し直した。以テ、シーハー同様。
- (35) 『世外井上公伝』第三卷、復刻版、原書房、一九六八年、七八九頁以下、および口絵写真参照。
- (36) 「井上毅ボアソナーレ・画氏対話筆記」、「明治文化全集」第十一卷、第三版、日本評論社、一九六八年。長尾、前掲論文、六二頁以下参照。
- (37) Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.226. 長尾、前掲論文、七七頁。
- (38) Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.458. 長尾、前掲論文、八一頁。
- (39) 「日米ヘル起草日本帝国憲法草案」一一一頁。

- (40) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, §280 Zusatz, Werke in zwanzig Bänden, Bd.7, Frankfurt am Main, 1970, S.451. <一ヶル『法の哲学』藤野涉・赤沢正敏訳、世界の名著44、中公バッカス、一九七八年、五二二八頁。
- (41) Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.327. 長尾、前掲論文、六九頁。
- (42) Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.343. 長尾、前掲論文、六九頁。
- (43) Siemes, a.a.O., S.146. 本間謹、一一一頁。

付記：本文第一節において、伊藤博文を「日本のビスマルク」と呼んだが、このあまりに分かりやす「ノーテル」は誰が貼ったのだらうか。まず考へられるのはドイツ公使の青木周蔵である。青木がビスマルク本人に伊藤を紹介するにあたり、こう呼んだ可能性がある。しかし、脱稿後モッセ書簡集を再読してみて、この言葉がモッセに由来する可能性を見出した。一八八六年（明治十九）年十一月三十日付の知人あて書簡の中に、次のような文章があるからだ。

「衆議院を——少なくとも次世代のために——自治的諸団体をもとに、あらゆる民衆的選舉を回避して組織せし」という提案のおかげで、私は今までのところボスのよどで、つまり日本のビスマルク (der Bismarck Japans) である總理大臣伊藤公爵——私のかつての教え子——のもとで、なんの幸運もつかんでいません。どうか心配な晴れた日に、日本にブロイセン流の三級制度が導入されたと聞いても、驚かれることはないでしょう。(Albert u. Lina Mosse, a.a.O., S.210.)

三級選挙制度うんぬんはともかく、「日本のビスマルク」という呼称をモッセが初めて用いたとすれば、ビスマルク令グナイスト＝モッセ令伊藤博文の四者関係が、対応する二つの師弟関係でつなげられることになつて面白いのだが。